

第VIII編 社会秩序について

第 I 章 一般規定

第193条 社会秩序は、労働の優位性を基礎とし、福祉と社会正義を目的とする。

第II章 社会保険について

第 I 節 一般規定

第194条 社会保険は、公権力および社会の主導する諸活動から統合された集合体を包含し、保健、社会保障および社会扶助に関する権利を保障することを目的とする

単項 法律の規定に従い、次の目的にもとづいて、社会保険を組織する権限は、公権力に属する：

I - 適用範囲および奉仕の普遍性；

II - 都市および農村住民に対する利益と役務の均一性と等価；

- III - 利益および役務の給付における選択性と分配性；
- IV - 利益の価額の減額不可能性；
- V - 費用分担の形態における公平性；
- VI - 財政基盤の多様化；
- VII - 共同社会の参加，特に，労働者，使用者および老齢年金退職者の参加を得た管理運営の民主的かつ分権的性格。

第195条 社会保険は，法律の規定に従い，直接または間接の形態で，連邦，州，連邦区および市郡の予算ならびに次の社会負担金から支弁される資金をもって，社会全体から調達される：

- I - 賃金表，売上げおよび利益に賦課される雇用者の負担により；
- II - 労働者の負担により；
- III - 予想される保険料の収入に関して。

§ 1 社会保険に充てられる州，連邦区および市郡からの収入は，各々の予算に計上され，連邦予算の一部をなさない。

§ 2 社会保険の予算案は，保健，社会保障および社会扶助に責任を有する機関により統合された形態で，予算編成方針法に定められた目標と優先位を考慮し，各部門に対する資金の管理を保障して作成される。

§ 3 社会保険制度に責務を有する法人は，法律に定めるごとく，公権力と契約を締結することができず，また，公権力から税制上または金融上の利益もしくは奨励を受けることもできない。

§ 4 法律は，第154条の I の規定に従い，社会保険の維持または拡張を保障するための他の資金源を設定することができる。

§ 5 社会保険のいかなる利益または役務も，全経費に相応する資金源を欠いて，これを新設し，増大しまたは拡張することはできない。

§ 6 本条にいう社会負担金は，これを制定または変更した法律の公布の日から90日が経過した後でなければ要求することができない。社会負担金の制定または変更には第150条の III b) の規定は適用しない。

§ 7 法律に定める要件を満たす社会扶助の慈善団体は、社会保険の負担金が免除される。

§ 8 農業生産者、分益農業者、分益小作人および借地農業者、鉱物採掘人および無資格の漁師、ならびにこれらの配偶者で、常雇いの使用者をもたず、家族経済制の下でその活動に従事する者は、生産物の売上高に一定率を乗じて、社会保険の負担金を支払い、かつ法律に定める利益に対して当然の権利を有する。

第II節 保健について

第196条 健康は全ての者の権利および国の義務であり、疾病および他の障害の危険負担の軽減ならびに健康の増進、保護および回復のための活動と役務に対する一般的かつ平等な利用を目指す社会的、経済的政策により保障される。

第197条 保健の活動および役務は、公共的重要性をもつもので、法律の規定に従い、その規則、監督および統制について定める権限は、公権力に属し、その実施は、直接にまたは自然人もしくは私法人による第三者を通じて、行われなくてはならない。

第198条 公共の保健活動と役務は、地域化されかつ階層化された組織網を統合し、次の指針に従って組織される単一制度を構成する：

- I - 政府の各部門における単一の指揮権限にもとづく分権化；
- II - 援護の役務を妨げず、予防活動を優先して行う十分な奉仕；
- III - 地域社会の参加。

単項 単一の保健制度は、第195条の規定に従い、他の資金源のほか、連邦、州、連邦区および市郡の社会保険の予算からの資金をもって調達される。

第199条 保健援護の私的創業は自由である。

§ 1 私的機関は、公法上の契約または協約により、単一の保健制度の補完的な形態の下で、その指針に従い参加することができ、慈善団体および非営利団体に優先権が与えられる。

§ 2 営利目的の私的機関を援助しまたは補助するため、公的資金を割り当てることは禁止される。

§ 3 法律に規定する場合を除いて、国内の保健援護に対する外国企業または資本の直接または間接の参加は禁止される。

§ 4 法律は、移植、研究および治療を目的とする人体の機関、組織および物質の除去、ならびに血液とその副産物の採取、加工および輸血に便宜を与える条件および要件について定め、そのいかなる種類の売買もこれを禁止する。

第200条 法律の規定に従い、他の権限のほか、次の事項が単一の保健制度に属する：

I - 保健のための処置、製品および物質を統制しつつ監督し、ならびに薬品、設備、生体免疫剤、血液製剤およびその他の物質の生産に参加すること；

II - 衛生上および疫学上の監視活動ならびに労働者の保健に関する監視活動を実施すること；

III - 保健分野における人的資源の形成を整備すること；

IV - 基礎衛生活動の政策形成および実行に参加すること；

V - 保健活動の分野において、科学的、技術的発展を促進すること；

VI - 栄養成分の統制を含む、食品および人的消費用の飲料および飲料水を監督しつつ検査すること；

VII - 精神作用剤、毒薬および放射性物質の製造、運搬、貯蔵および使用の統制および監督に参加すること；

VIII - 労働環境を含む環境保全に協力すること。

第III節 社会保障について

第201条 社会保障計画は、負担金をもって、法律の規定に従い、下記の事項に応ずる：

- I - 労働災害、老齢および分娩の結果によるものを含む、疾病、廃疾、死亡の事故の保険範囲；
- II - 低所得の被保険者の被扶養者の扶養に対する援助；
- III - 母性、とくに妊婦の保護；
- IV - 非自発的失業状態にある労働者の保護；
- V - § 5 および第202条の規定に従い、男女の被保険者の死亡、配偶者または内縁者および被扶養者に対する年金。

§ 1 何人も、社会保障計画の形式に従う負担金をもって、社会保障の利益に参加することができる。

§ 2 法律に定める基準に従い、恒常に実質額を維持するため、利益の再調整が保障される。

§ 3 利益の算定において考慮される負担基準賃金は全て、通貨価値修正を受ける。

§ 4 名目のいかんを問わず、使用人の習慣的利得は、社会保障負担金の効果およびその結果として生ずる利益における間接的効果のため、法律に定める場合と形式に従い、賃金に編入される。

§ 5 負担基準賃金および被保険者の労働所得に代るいかなる利得も、最低賃金より低い月額であってはならない。

§ 6 老齢年金退職者および年金受給者のクリスマス特別手当は、各年の12月の所得額を基礎とする。

§ 7 社会保障は、追加負担金により費用を支弁する補足的かつ任意的性格の団体保険を維持する。

§ 8 営利目的の民間社会保障団体に対し、公権力の補助または援助を禁止す

る。

第202条 法律の規定に従い、老齢退職年金を保障する。給付額は、毎月、通貨価値修正が行われる負担基準賃金の最終36カ月分の平均にもとづいて算定され、またその実質額を維持する方式の負担基準賃金の再調整の適正が証明され、かつ次の条件に従う：

I - 男子については、年齢が65歳、女子については60歳。ただし、男女両性の農村労働者および農業生産者ならびに鉱物採掘人および無資格の漁師を含む、家族労働制の下でその活動に従事している者については、年齢制限を5歳引き下げる；

II - 男子については、35年の勤続の後、また、女子については、30年の勤続の後、または健康または身体の完全性を害すると法律で定められている特別の条件の下にある労働の場合には、さらに少ない年数において；

III - 教職の実質的勤務にもとづき、男性教師については30年の後、女性教師については25年の後。

§ 1 男子については、30年の勤続の後、また、女子については、25年の勤続の後、相当額の年金受給資格が与えられる。

§ 2 老齢退職年金の効果に関して、社会保障の各種制度が、法律に定める基準に従って財政上相殺される場合は、公共行政および農村または都市の私的活動における負担金の納付期間の相互計算が保障される。

第IV節 社会扶助について

第203条 社会扶助は、社会保険の負担金とは無関係に、必要とする者に提供され、下記を目的とする：

I - 家族、母性、幼児、青年および老人の保護；

II - 貧困児童および青年の保護；

III - 労働市場への統合の促進；

IV - 身体障害者の能力付与および機能回復ならびに社会生活へのその統合の促進；

V - 法律に定めるところに従い、自己の生計を維持する手段を有しない、または家族から支給がないことを証明する身体障害者と老人に対する1最低給料の月額手当の保障。

第204条 社会扶助の分野における政府活動は、他の資金源のほか、第195条に定める社会保険予算の資金をもって実施され、かつ次の指針を基礎に組織される：

I - 調整と一般的規範が連邦権限に属し、各計画の調整と実施が州および市郡の権限ならびに慈善団体および社会扶助団体に属する政治行政の分権化；

II - あらゆる水準での政策形成と行動の統制において、代表組織を通じてなされる民衆参加。

第III章 教育、文化およびスポーツについて

第I節 教育について

第205条 教育は、すべての者の権利で、かつ国家および家族の義務であり、人間の完全な発育、公民権の行使の準備および労働に対する資格付与を目的として、社会の協力をもって推進され、かつ助成される。

第206条 教育は、次の原則に基づいて授けられる：

I - 学校の入学および在学の条件の平等；

II - 思想、芸術および知識の学習、教授、研究および発表の自由；

- III - 児童教育の理念および創意の多元性ならびに公的および私的教育機関の共存；
- IV - 公的施設における公教育の無償；
- V - 法律で定めるところに従い、職種最低賃金および専ら公開選抜試験と資格による採用にもとづいて、公立学校の教職員に対する職業経歴計画を保証し、かつ連邦の維持する一切の機関に対して唯一の法的制度を保障する、教職の尊重；
- VI - 法律の形式にもとづく、公教育の民主的管理；
- VII - 質的水準の保障。

第207条 大学は、教育・学術上、行政上の自主権および財政と資産の管理を享受し、かつ教育、研究および振興の不可分の原則を遵守する。

- 第208条** 教育に関する国家の義務は、次の保障により実現される：
- I - 適齢時に教育機会を得られなかつた者に対する教育を含む、基礎的、義務的かつ無償の教育；
 - II - 中等教育に対する義務制および無償の漸進的拡大；
 - III - 普通教育組織において優先的に、身体障害者の専門教育的受入れ；
 - IV - 0歳から6歳の児童の保育所および幼稚園における受入れ；
 - V - 各人の能力にもとづく教育、研究および芸術的創造のより高水準の機会の利用；
 - VI - 就学者の条件に適合した夜間、普通教育の提供；
 - VII - 基礎教育において、学習指導用の教材、交通、給食および保健の補給計画を通じて行う就学者に対する給付。

- § 1 義務無償教育に対する機会の利用は、個人的公権である。
- § 2 公権力による義務教育の非供与またはその不正な供与は、権限ある機関の責任を生ずる。
- § 3 公権力は、基礎教育における就学者を評価し、これを呼び出し、両親ま

たは責任者とともに、通学を監督する権限を有する。

第209条 次の条件を満たす教育の私的創業は自由である：

- I - 国民教育の一般規範の履行；
- II - 公権力による許可と質の評価。

第210条 共通の基盤形成、ならびに国および地域の文化的および芸術的価値に対する尊重が保障されるよう、基礎教育の最少限の内容が定められる。

§ 1 宗教教育は随意課目であり、これは公立の基礎教育学校の通常授業時間構成する。

§ 2 正規の基礎教育はポルトガル語で受けられ、原住民社会に対しては、その母語の使用と固有の学習方法が保障される。

第211条 連邦、州、連邦区および市郡は協力体制の下に、教育制度を組織する。

§ 1 連邦政府は、連邦の教育制度および直轄領の教育制度を組織し、かつ資金を供給し、ならびに州、連邦区および市郡に対し、その教育制度の発展および義務教育の優先的充足のために技術的および財政的援助を供与する。

§ 2 市郡は、基礎教育と学齢前教育において、優先的に活動する。

第212条 連邦は、毎年、租税収入の18パーセントを下らない額を、また州、連邦区および市郡は、租税収入の最低25パーセントの額を、教育に充当する。ただし、この租税収入には、教育の維持および発展における交付金の収入が含まれる。

§ 1 連邦から州、連邦区および市郡に対し、また州から各市郡に対して交付される租税収入の一部は、本条に定める算定の効力に関して、交付した政府の収入とはみなされない。

§ 2 本条主旨の規定の履行の効果のため、連邦、州および市郡の教育制度お

より第213条に従い使用される資金を考慮する。

§ 3 公的資金の配分は、国家教育計画に従い、義務教育の必要性の充足に優先位を保障する。

§ 4 第208条のVIIに定める給食および保健の補給計画は、社会負担金および他の予算財源からの資金の供給を受ける。

§ 5 公的基礎教育は、追加資金源として、法律の規定に従い、企業から徴収される教育賃金の社会負担金を有する。企業は社会負担金から、使用人とその扶養家族の基礎教育において使用した資金を控除することができる。

第213条 公的資金は公立学校に充当される。ただし、下記に従う法律で定める地域社会、宗教団体および慈善団体の学校に振り向けることができる：

- I - 非営利の目的であることを証明し、かつ余剰資金を教育に使用しているもの；
- II - その活動を中止する場合において、資産を他の地域社会、宗教団体および慈善団体の学校または公権力に充てることを保証しているもの。

§ 1 本条にいう資金は、就学者が居住している場所に公立学校組織の所在および正規の学級がなく、公権力が優先的に現地のその教育組織の拡大に投資しなければならないとき、資力の不足を証明する者に対して、法律に従い、基礎および中等教育の奨学資金に充てねばならない。

§ 2 大学での研究および学術振興の活動は、公権力の財政的援助を受けることができる。

第214条 法律は、各種の水準における教育の整合および発展ならびに下記の事項を達成しようとする公権力の活動の統合を目的として、多年度の国家教育計画を定める：

- I - 文盲の根絶；
- II - 学校受入れの普及；
- III - 教育水準の向上；

IV - 労働能力の形成；

V - ブラジルの人文，科学および技術の振興。

第II節 文化について

第215条 国家は，すべての者に文化的諸権利の完全な行使と国の文化財の利用を保障し，また文化的表現の尊重と普及を支援し�かつ奨励する。

§ 1 国家は，民衆文化，インディオ文化およびアフロ・ブラジル文化ならびに国の文化形成に参加するその他の集団の文化表現を保護する。

§ 2 法律は，国の各種民族の部門にとって重要な意義を有する記念日の決定に関して規定する。

第216条 有形および無形の性質の財産で，個別的にまたは全体として，ブラジル社会を形成する各種集団の同一性，行動，記念に関するものを伝承するものは，ブラジルの文化遺産を構成し，これには下記のものが含まれる：

I - 表現形態；

II - 創造，製法および生活形態；

III - 科学的，芸術的および技術的創造；

IV - 芸術・文化的表現に向けられた作品，事物，文書，建造物およびその他の空間；

V - 歴史的，風景的，芸術的，考古学的，古生物学的，生態学的および科学的な価値を有する都市集合物および場所。

§ 1 公権力は，共同体の協力の下に，目録作成，登録，監視，指定保存および収用ならびにその他の予防と保存の手段により，ブラジルの文化遺産を振興し，かつ保護する。

§ 2 法律の規定に従い，政府文書を管理し，これを必要とする者に対して参考のため公開する措置をとることは，公行政機関の権限に属する。

§ 3 法律は，文化財および文化的価値の生産および知識に対する奨励措置を

定める。

§ 4 文化遺産に対する損傷および脅威は、法律に従い処罰される。

§ 5 古いキロンボの歴史的記念物を保持しているすべての書類および場所は、指定保存される。

第III節 スポーツについて

第217条 次の事項を遵守し、各人の権利として、公式および非公式のスポーツの実行を振興することは、国家の義務である：

I - 組織と活動に関するスポーツの指導団体および協会の自主権；

II - 教育スポーツの優先的振興のためおよび特殊な場合における高収益のスポーツのための公的資金の充当；

III - 職業的スポーツと非職業的スポーツに対する異なる取扱い；

IV - 国が創設したスポーツ行事に対する保護と奨励。

§ 1 司法府は、法律で規律するスポーツ審判の審理が終了した後、スポーツの規律と競技に関連する訴訟を受理する。

§ 2 スポーツ審判は、最終決定を下すまで、手続の開始の日から起算して最高60日の期間を有する。

§ 3 公権力は、社会振興の形態として余暇を奨励する。

第IV章

科学および技術について

第218条 国家は、科学の発展、研究および技術的能力を促進し、かつ奨励する。

§ 1 基礎科学研究は、公共の福祉および科学の進歩を目的に、国の優先的取扱いを受ける。

§ 2 技術研究は、専ら、ブラジル問題の解決および全国的かつ地域的生産組

織の発展のために向けられる。

§ 3 国家は、科学、研究および技術分野の人的資源の形成を支援し、またこれらの活動に従事する者に対して、労働の特別の手段と条件を供与する。

§ 4 法律は、国にとり適切な技術の研究、創造、その人的資源の形成と向上に投資する企業および給与とは別個に、労働の生産性から生ずる経済的収益への参加をその雇用者に保障する報奨制度を実施している企業を支援し、かつ獎励する。

§ 5 州および連邦区は、その予算歳入の一部を、教育および科学技術研究を振興する公共団体に充てる権限を有する。

第219条 国内市場は、国の財産の一部をなし、および連邦法の規定に従い、文化的かつ社会的発展、住民の福祉および国の技術的自立性を可能ならしめる態様で獎励される。

第V章

社会通信について

第220条 形式のいずれかを問わず、思想、創造、表現および情報の発表、その方法または媒体は、本憲法の規定を遵守し、いかなる制限も蒙らない。

§ 1 いかなる法律も、第5条のIV、V、X、XIIIおよびXIVの規定を遵守し、社会通信の媒体のいずれにおいても、報道の完全な自由に対して障害を設けることになる条項を含んではならない。

§ 2 政治的、思想的および芸術的性質の検閲はすべてこれを禁止する。

§ 3 下記の事項は、連邦の権限に属する。

I - 公衆の娯楽および見せ物を規制すること。これらのものの性格、勧められない年齢層、興行が不適当とみなされる場所と時間に関して通知する権限は、公権力に属する。

II - 第221条の規定に反するラジオおよびテレビ番組または番組編成ならび

に健康および環境に有害となる製品、活動および役務の宣伝広告から防
御する可能性を、人および家族に保障する法的手段を設定すること。

§ 4 煙草、アルコール飲料、農薬、医薬品および治療法の商業広告は、前項
のIIの規定に従い、法律の制限に服し、また必要なときは常に、その使用
から生ずる害についての警告を含む。

§ 5 社会通信手段は、直接または間接的に、独占または寡占の目的となって
はならない。

§ 6 印刷物の通信手段の公告は、官公署の許可を必要としない。

第221条 ラジオおよびテレビ放送の製作および番組編成は、下記の諸原則を
遵守する：

- I - 教育、芸術、文化および情報の目的に対する優先；
- II - 国民的および地域的文化の振興ならびその普及を目的とする独自製作
の奨励；
- III - 法律で定める割合に従う、文化、芸術および報道番組の製作の地域化；
- IV - 個人および家族の倫理的かつ社会的価値の尊重。

第222条 新聞企業ならびに音声放送および音声・映像放送の事業の所有は、
生来のブラジル人または10年以上の帰化ブラジル人の専有特権であり、こ
のブラジル人に、事業の経営と知的指導の責任が帰属する。

§ 1 新聞企業またはラジオ放送事業の会社資本に対する法人の資本参加はこ
れを禁止する。ただし、政党および資本が排他的にかつ記名式でブラジル
人に属する会社は除く。

§ 2 前項にいう参加は、無議決権資本を通じて行われ、かつ会社資本の30パ
ーセントを超えることはできない。

第223条 音声放送および音声・映像放送の役務の特許、許可および認可を付
与しおよび更新する権限は行政権に属し、民間、公的および国家組織の補

完性の原則を遵守する。

§ 1 国会は、教書の受理の日から起算して、第64条§ 2 および§ 4 の期間内に、上記の行為を審査する。

§ 2 特許または許可の更新の拒否は、記名投票により、国会の最低5分の2の承認を得なくてはならない。

§ 3 付与または更新の行為は、前項の規定に従い、国会の決議の後においてのみ法的効力を有する。

§ 4 期限満了前の特許または許可の取消しは、裁判所の決定による。

§ 5 特許または許可の期間は、ラジオ放送局については10年間とし、テレビ放映については15年間とする。

第224条 本章の規定の効果のため、国会は、補助機関として、法律の規定に従い、社会通信審議会を設立する。

第VI章 環境について

第225条 すべての者は、国民の公共用物で、健康な生活を営む上で不可欠の、均衡のとれた生態的環境に対する権利を有し、公権力と社会には、現在および将来の世代のためにこれを擁護し、かつ保全する義務が課せられる。

§ 1 この権利の実現を保障するため、公権力は下記の任務を負う：

I - 必須の生態的過程を保全しつつ回復し、および種と生態系の生態学的管理を施すこと；

II - 国の遺伝学的財産の多様性と統一を保全し、および遺伝物質の研究および処理を行う機関を監督すること；

III - すべての連邦構成単位において、特別に保護される地域およびその構成要素を決定すること。ただし、その変更および廃止は、法律によってのみ許可され、保護を正当化する属性の統合に悪影響を与えるいかなる

使用もこれを禁止する；

IV - 環境の重大な劣悪化を潜在的に生ぜしめる工事または活動の実施に対して、法律の規定に従い、環境効果の事前調査を要求し、これを公表すること；

V - 生命、生活の質および環境に対して危険な技術、製法および物質の生産、商業化および使用を統制すること；

VI - 教育の全段階における環境教育および公衆の環境保護に対する意識を促進すること；

VII - 動植物を保護すること。ただし、これらの生態機能を危うくし、種の絶滅を惹起し、かつ動物を残酷に取り扱う行為は、法律の定めるところに従い、禁止される。

§ 2 鉱物資源の採掘を行うものは、法律の規定に従い、権限ある公共機関が要求する技術的解決にもとづき、劣悪化した環境を回復する義務がある。

§ 3 環境を侵害したとみなされる行為および活動に対し、自然人または法人の違反者は、生ぜしめた損害の賠償義務とは別個に、刑事上および行政上の制裁に処せられる。

§ 4 ブラジルのアマゾン森林、大西洋森林、海岸山脈、マト・グロッソ大沼地およびコステイラ地域は国有財産であり、その利用は、法律の規定に従い、天然資源の利用に関するものを含め、環境保全を保障する条件の下で行わなくてはならない。

§ 5 未使用地または自然の生態系の保護のため必要な区画措置によって州が接収した土地は、利用不可能とする。

§ 6 原子炉を運転する発電所の立地は、連邦法で決定された場所でなければならず、連邦法を欠いては設置できない。

第VII章

家族，児童，青年および老人について

第226条 家族は社会の基礎であり，国家から特別の保護を受ける。

- § 1 婚姻は民事であり，かつ挙式は無償とする。
- § 2 宗教婚は，法律の規定に従い，民事の効力を有する。
- § 3 国家の保護の効力に関して，男女の安定した結合は家族団体として認められ，法律はその婚姻への転換に便宜を与えなければならない。
- § 4 両親のいずれかとその卑属をもって形成する共同体も，家族団体とみなされる。
- § 5 夫婦共同体に関する権利および義務は，男および女により平等に行使される。
- § 6 民事婚は，法律に明示する場合において，1年以上の裁判上の別居の後，または2年以上の事実上の別居が証明された後，離婚により取り消すことができる。
- § 7 人間の尊厳および責任ある親権の原則に基づいて，家族計画は，夫婦の自由な決定によるものとし，国家にこの権利行使のための教育的および科学的施策を供与する権限が属し，かつ公的または私的機関の側におけるいかなる強制も禁止される。
- § 8 国家は，家族を構成する各人の人格とされる家族に対し援助を保障し，家族関係の中での暴力を抑制する機構を設ける。

第227条 児童および青年に対し，絶対的な優位性をもって，生活，健康，食物，教育，余暇，職業教育，文化，尊厳，尊敬，自由および家族と社会での共同生活を保障し，また全ての形態の無視，差別，搾取，暴力，残酷および抑圧からこれらの者を保護することは，家族，社会および国家の義務である。

§ 1 国家は、非政府団体の参加が認められ、かつ次の基準に従う、児童および青年に対する健康の総合的な援助計画を促進する：

- I - 母子の保健援護に対する公的資金割合の充当；
- II - 身体、感覚および精神の障害者に対する特別予防看護計画、および職業と共同生活のための訓練による障害保持青年の社会的統合計画の創設、ならびに差別および建造物の障害の除去による公共施設および役務に対する利用促進。

§ 2 法律は、障害者に対して適切な利用を保障するため、公用の敷地および建造物の造成ならびに公共輸送手段の製造の規範を定める。

§ 3 特別保護に対する権利は、下記の観点を含む；

- I - 第7条のXXXIIIの規定に従う14歳の就労最低年齢；
- II - 社会保障および労働権の保障；
- III - 青年労働者の就学機会の保障；
- IV - 法律で定める特別後見人の規定に従い、違法行為の帰属に関する完全かつ正式な審理、訴訟関係における平等性および有資格の専門家の専門的弁護の保障；
- V - 自由剝奪のなんらかの措置が適用されるとき、短期、例外および未発育者に対する特殊条件の尊重の原則；
- VI - 法律の規定に従い、監護の形式における、孤児および遺棄された児童または青年の庇護に対する法律扶助、税制優遇および補助金による公権力の助成；
- VII - 麻薬または類似の薬品に依存する児童および青年に対する特別予防看護計画。

§ 4 法律は、児童および青年に対する性的乱暴、暴力および搾取を厳重に处罚する。

§ 5 養子縁組は、法律の形式に従い、公権力が参加するものとし、法律は、外国人によるその実行の場合と条件について定める。

§ 6 子は、婚姻による嫡出であると否とにかかわりなく、または養子縁組に

よる者であっても、同じ権利と資格を有し、親子関係の一切の差別的呼称は禁止される。

§ 7 児童および青年の権利の取扱いにおいて、第204条の規定を考慮する。

第228条 18歳未満の者は、刑事上、責任無能力であって、特別法の規範に従う。

第229条 両親は未成年の子と同居し、扶養し、かつ教育する義務を有し、また、成年の子は、老齢、困窮または病弱の両親を援助し、かつ庇護する義務を有する。

第230条 家族、社会および国家は、老年者を庇護する義務があり、その社会参加を保障し、その尊厳と福祉を擁護し、かつ生存権を保障する。

§ 1 老人に対する庇護計画は、その家庭において優先的に実施される。

§ 2 65歳以上の者には、都市公共輸送の無料利用が保障される。

第VIII章 原住民について

第231条 原住民に対しては、その社会組織、習慣、言語、信仰および伝統、ならびに伝統的に占拠している土地に対する始源的権利が認められ、この土地の境界画定およびその一切の財産の保護と尊重は連邦の権限に属する。

§ 1 伝統的に原住民によって占拠されている土地とは、風俗、習慣および伝統に従い、原住民が永続的に居住し、生産活動のために利用し、その福祉に必要な環境資源の保全に不可欠であり、かつその物的および文化的な再生産に必要な土地である。

§ 2 原住民により伝統的に占拠されている土地は、その永続的占有に供せられ、現地の表土、河川および湖の資源の排他的用益権は原住民に帰属する。

§ 3 原住民の土地における潜在エネルギーを含む水資源の利用, 鉱物資源の調査および採掘は, 影響を受ける共同体に聴聞した後, 国会の認可を得てのみ行うことができ, 法律の規定に従い, 原住民に採掘の成果に対する参加が保障される。

§ 4 本条にいう土地は譲渡不能で, かつ処分不能であり, およびその土地に対する権利は, 時効により消滅しない。

§ 5 原住民集団のその土地からの移動は, 原住民を危険に陥らせた災害または伝染病の場合において, 国会の事後承認 (ad referendum) を得て行うとき, または国会の決議の後, 国の主権の利益が関わる場合を除いて禁止される。ただし, 上記のいずれの場合にも, 危険が止んだ後は直ちに復帰することが保障される。

§ 6 本条にいう土地の占拠, 所有および占有または現地の表土, 河川および湖の天然資源の採掘を目的とする行為は, 補足法の規定に従い, 連邦の重大な公共の利益がある場合を除いて, 無効でありかつ消滅し, 法的効果をもたらさない。この無効および消滅は, 法律に従い善意の占拠に由来する改良に関する場合を除いて, 連邦に対して賠償を要求しまたは訴訟を提起する権利を発生しない。

§ 7 第174条§ 3 および§ 4 の規定は, 原住民の土地には適用されない。

第232条 原住民, その共同体および組織は, その権利または利益の擁護のため訴えを請求する当事者適格であり, 檢察庁はすべての訴訟手続に参加する。